岩手県高速道路交通安全協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「岩手県高速道路交通安全協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、交通安全啓蒙活動を通じて高速道路における交通事故防止、及びその他 交通安全と円滑に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。
 - (1) 高速道路の交通安全に関する研修、講習会の開催
 - (2) 高速道路の交通安全に関する各種広報
 - (3) 高速道路の交通安全に関する各種調査、公聴
 - (4) 高速道路の交通安全に関する功労者等の表彰
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 会 員

(会員)

- 第4条 本会は、第2条の目的に賛同する次の者で構成する。
 - (1) 一般会員

高速道路を利用し、又は関係を有する県内の事業所、団体又は個人

(2) 賛助会員

本会の事業に賛同する事業所、団体

(入会)

第5条 本会の加入については、別に定める申込書を提出し、会長の承認を得るものとする。

(退会)

- 第6条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。
 - 2 理由なく会費の納入がない場合は、退会したものとみなす。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置くものとする。

会 長 1 名

副会長 若干名

理 事 若干名

監事 2 名

(役員の選任)

- 第8条 理事及び監事は総会において会員の中から選出するものとする。
 - 2 会長及び副会長は、理事会において互選するものとする。

(顧問)

- 第9条 本会に参与、顧問を若干名置くことができる。
 - 2 会長は、理事会に諮り学識、経験のあるものを参与、顧問に委嘱することができる。
 - 3 参与は、会長の諮問に応ずるほか会議において出席して意見を述べることができる。

(任務)

- 第10条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、その議決に基づき会務を執行する。
 - 4 監事は会務及び会計を監査する。

(任期)

- 第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(辞任)

第12条 役員は、その職務の遂行に支障ある理由が生じた場合は理事会の承認を得て辞 任することができる。

第5章 会 議

(会議の種別)

- 第13条 会議は、理事会及び総会とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。ただし、必要あるときは、理事会をもって総会に代えることができる。

(審議事項)

- 第14条 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 第3条に関する事項
 - (3) その他会長において必要と認める事項。
 - 2 総会は、次の事項を議決するものとする。
 - (1)役員の選任
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 予算及び決算
 - (4)会則の改正
 - (5) その他会長において必要と認める事項

(開催)

- 第15条 通常総会は、毎年1回開催するものとする。
 - 2 理事会及び臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(召集及び議長)

- 第16条 会議は、会長が召集する。
 - 2 会議の議長は、会長があたる。
 なお、議長に事故あるときは、副会長が互選によりこれにあたる。

(議決)

第17条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決する ところによる。

第6章 会計

(会費)

- 第18条 会員は、別に定めるところにより会費を納入するものとする。
 - 2 会員は、既納の会費の返還を求めることができない。

(資産)

- 第19条 本会の資産は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 資産から生じる収益
 - (4) その他収入

(経費の支弁)

第20条 本会の経費は、資産を持って支弁するものとする。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑 則

(事務局)

第22条 本会の事務局は、会長が委嘱する事業所又は団体内に置くものとする。

(委任)

第23条 本会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は理事会において 定めるところによる。

(会則の改正)

第24条 本会則の改正は、総会において出席者の過半数の同意を必要とするものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 本会則は、昭和58年7月4日から施行する。
- 2 昭和58年度の会計年度は、本則第21条の規定にかかわらず、昭和58年7月4日 から昭和59年3月31日までとする。
- 3 設立総会において選任された役員の任期は、本則第11条1項の規定にかかわらず、 昭和60年度通常総会の日までとする。

附 則

1 この会則は、平成8年7月10日から施行する。